

神奈川県立秦野高等学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、神奈川県立秦野高等学校 P T A と称し、その事務所を同校内におく。

(目的)

第 2 条 本会は、神奈川県立秦野高等学校生徒の保護者及び教職員の相互理解、連携のもとに、生徒の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生徒の心身の健全な発達及び教育環境の整備に関すること。
- (2) 保護者及び教職員の教養の向上に関すること。
- (3) その他本会の目的達成に必要なこと。

(会員)

第 4 条 本会は、本校生徒の保護者及び本校教職員（以下「会員」という）で組織する。

第 2 章 役 員

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 4 名（うち副校長 1 名、教頭 1 名）
- (3) 書 記 4 名（うち教職員 2 名）
- (4) 会 計 4 名（うち教職員 2 名）
- (5) 会計監査 4 名

2 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じた場合は、補充することができる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員は、兼任することができない。

5 本会に、顧問 1 名（校長）を置くことができる。

(役員を選出)

第 6 条 役員は、指名委員会において選出し、総会で承認する。

2 指名委員会は、次の方法で候補者を挙げ、役員候補者を選出する。

- (1) 保護者からの公募
- (2) 指名委員からの推薦

3 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会で欠員を選出する。ただし、会長が欠員の場合は、副会長が互選により昇任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに、総会および運営委員会等の招集をする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合にその代理を務める。
- 3 書記は、本会会議の議事を記録するほか、本会の庶務を行う。
- 4 会計は、本会の経理事務を処理する。
- 5 会計監査は、本会会計を監査する。
- 6 顧問は、会長の求めに応じて、本会の健全なる発展のための助言をする。

第3章 機関

(機関)

第8条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 本部会
- (3) 運営委員会
- (4) 常任委員会
- (5) 指名委員会
- (6) その他本会運営に必要な機関

(総会)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、本会の最高議決機関とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催し、次の事項を決議する。
 - (1) 予算の審議
 - (2) 決算の承認
 - (3) 役員承認
 - (4) 事業計画その他重要な事項
- 2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合または会員の5分の1以上の要求があった場合に、開催する。
- 3 総会の定足数は、会員の3分の1以上とする。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 4 総会の決議は、出席者の過半数によって決する。

(本部会)

第10条 本部会は、役員で組織し、本会の円滑な運営について協議、検討する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、本会の役員、常任委員会の正副委員長によって組織し、次の事項を行う。

- (1) 常任委員会によって立案された事業計画の審議
- (2) 総会に提出する議案の調整

(3) 特別委員会の設置

(4) その他本会に必要な事項の立案

2 運営委員会は、定期に開催するものとする。ただし、会長または委員の半数以上が必要と認めた場合、随時開催することができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会の委員は、会長の委嘱によってこれに当たり、各種の事業を担当する。

2 各常任委員会に、委員長1名及び副委員長1名（会長が必要と認めた場合は2名）を置き、委員の互選により定める。

(指名委員会)

第13条 指名委員会は、総会に提出する役員候補者を選出する。

2 指名委員会は、運営委員会委員の4名以上で組織し、役員候補者が総会において承認されるまでを任期とする。

第4章 会 計

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第15条 会費は、PTA会費及び特別会費とする。

2 会費の内訳、金額及び減免については細則で定める。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑 則

(会則の改正)

第17条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

(個人情報の保護)

第18条 本会は、個人情報の保護の重要性を認識し、適正に個人情報を取り扱うとともに、個人の権利利益の侵害の防止に努めるものとする。

(委任)

第19条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本会則は、昭和18年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成17年5月14日から施行する。

附 則

本会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成19年5月11日から施行する。

附 則

本会則は、平成22年5月7日から施行する。

附 則

本会則は、平成23年5月13日から施行する。

附 則

本会則は、平成25年5月2日から施行する。

別表1（第15条関係）

区 分	名 称	対 象 者	金 額
P T A会費	P T A会費	会員1名につき	月額300円
特別会費	特別教育振興費	生徒1名につき	入学時5,000円
	教育振興費	生徒1名につき	月額450円
	図書費	生徒1名につき	月額160円

別表 2 (第 15 条関係)

	団体徴収金				学校徴収金	
	P T A 会費	教育振 興費	特別 教育振 興費	図書 費	学年 費	生徒 会費
1) 課税総所得額が非課税限度額 の 1.5 倍以下、又は 2) 生活保護を受けている、又は 3) 非課税限度額以下	全額免 除	全額 免除	全額 免除	全額 免除	免除 なし	免除 なし
課税総所得額が非課税 限度額の 1.3 倍以下	半額免 除	半額 免除	半額 免除	半額 免除	免除 なし	免除 なし

*注 表中 1) は経済主体をなしている者が、当該年度中に災害を受け、又は
保護者の死亡、傷病等により地方税の規定に該当する場合

神奈川県立秦野高校 PTA 規約・細則

<慶弔規定>

1. 会員(生徒の保護者・教職員本人)及び生徒が死亡した場合は、香典 1 万円と生花(1万5千円相当)を贈る。
2. 教職員の配偶者及び実父母が死亡した場合は、香典 5 千円と生花を贈る。
3. 教職員の結婚については、祝金 1 万円を贈る。

<各種大会・参加規程>

1. 各種大会の参加人数は、場所・予算・役割等によって判断するが、下記を目安とする。

①全国大会	4 名(P2・T2)
②関東大会	5 名(P3・T2)
③県大会	6 名(P5・校長)
④県定期総会・会長研修会	2 名(会長・校長)
⑤県副会長・書記・会計・常置委員長等研修会	若干名(各担当者)
⑥中地区大会	16 名(P15・校長)
⑦中地区総会	15 名
⑧中地区会長会	2 名(会長・校長)
⑨中地区交通安全集会	15 名(P14・T1)
⑩伊勢原秦野地区連絡協議会	15 名

⑪上記以外の大会・会議への参加は、正副会長及び校長の協議により対処する。
2. 上記大会・会議の参加費・交通費・宿泊費等は実費支給する。

<各種会議・運営規定>

1. 本部・運営・常置委員会会議費
1 人当たり 1 千円を前期・後期の 2 期に分けて支給する。
2. 監査委員会・指名委員会・特別委員会会議費
実費を支給する。
3. 本部・常置委員会研修費
実費を支給する。但し、1 人当たり 2 千円を上限とする。
4. 交通費
実費を支給する。但し自家用車・バイク等を利用する場合は、距離に 1 k m 当たり 2 0 円を乗じた金額を支出する。5 k m 以下は一律 100 円とする。
5. 通信費
実費を支給する。
6. その他
各種会議及び学校行事参加の為に必要な諸経費は、本部活動費から支給する。